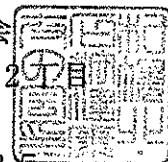


北海道後期高齢者医療広域連合議会議長様

平成 19 年 11 月 8 日

提出者 札幌北・石狩健康友の会
住所 札幌市北区新琴似 10 条 2 丁目 10 番地
代表者 西口 利恵子
電話 001-762-9085



北海道後期高齢者医療広域連合の高齢者医療制度の条例(案)に関する陳情書

08 年 4 月から新しい後期高齢者医療制度が実施されようとしています。しかし、多くの高齢者はこの新しい制度が始まることも、保険料が年金から天引きされることも知りません。また、この制度を知った方々は「これ以上負担が増えでは暮らしていけない」と、その不安を語っています。

政府与党がこの時期になって「被扶養者の保険料徴収半年凍結」「70~74 才の窓口負担 1 年凍結」などの「凍結」を言い出しています。このように、この制度を決めた当事者たちがみずから負担軽減の措置をとらなくてはならないほど、その制度がいかに高齢者に負担を強いるものであるかを示しています。

でも「凍結」はやがて溶けます。抜本的に高齢者の負担を減らすためには、国の財政負担を増やすしかありません。もしこのまま、高齢者・国民に新たな負担を強いる後期高齢者医療制度を実施すれば、高齢者に大きな不安と混乱をもたらします。

下記の事項の実現に向けて格段の配慮がなされることを強く要望し、陳情いたします。

1、陳情事項

「条例」(案)について

- 1) ① 「15 保険料の減額」規定について、軽減措置のほかに、低所得者への減額措置を検討してください。そして、今までの国保料等の保険料よりその負担が増える高齢者にも、減額措置を考慮してください。
②また、「17 徴収猶予」および「18 保険料の減免」が規定されている案の(1)は、「その属する世帯の世帯主」に限定しないで、「その…世帯員」とするように広げてください。
③さらに、(2) ~ (4) では「被保険者」が除かれていますが、これを(1)と同様に加え、「世帯主」は「世帯員」としてください。
④もう一つ、「猶予」規定があるのでから、国保の場合と同様に、保険料の納付が困難な事情のある場合に、これを容易にするため「分割納付」の規定も用意してください。
- 2) 健診事業について、他県の多くに倣い、利用者の負担を無料にしてください。

そして、この財源は国や道に強く要請してください。

- 3) 「傷病手当金」については「実施しない」としていますが、現役で働いている高齢者も当人の意思とはかわりなくこの新制度に組み入れられるのですから、継続して保険給付をするなどの相応の配慮が必要です。その措置を条例化してください。

国への意見書提出について

- 4) 国に対して、制度の中身が周知されるまでその施行を凍結し、制度自体の抜本的な見直しを検討するよう、意見書を提出してください。
また、保険料負担や医療費窓口負担が高齢者・現役世代に過重な負担とならないよう国庫負担を増やすことを要請してください。
さらに高齢者が健康で暮らせるための健診事業に対して、これまた必要な財政補助を増やすよう国に要請してください。

道への意見書提出について

- 5) この制度の調和のとれた安心で安全な高齢者医療の実現のために、道に対して積極的な財政上の援助をするよう、強く要請してください。

新制度の施行にあたって

- 6) 市町村と連携し、貴連合の責任で新制度の説明会および広報活動をすすめ、当事者をはじめ、家族・住民・医療関係者に周知することを徹底してください。また、その窓口での対応を丁寧に向かい合って、地域住民への相談・説明に当たってください。

2、陳情理由

「条例」案について

- 1) ①15の「減額」規定に関して、政府与党はみずから決めたこの制度を今になつて「凍結」するような措置をする動きをすめています。こうした事情を踏まえるなら、ここは扶養家族の保険料に限定しないで、低所得者やこれまでよりも保険料の増える高齢者にも減額の措置を講じ、「払える保険料」にすることが至当と思われます。したがって、この15の「減額」の項に追加して、上記の対象者への独自の減額規定を設けることが当を得ているからです。
②また、17の「猶予」規定および18の「減免」規定の(1)は、被保険者の家族が扶養者に限らずその世帯に成員として暮らしている場合のことを考

えると、この規定を適用する場合の収入は家族の成員のすべての収入の合算でみることになりますので、「被保険者又は……世帯主」とせず、「……世帯員」とするほうが合理的だからです。

③そしてまた、(2)～(4)の場合も、「世帯主の収入」となっていますが、被保険者の収入にも同様の事情が生じる場合もあります。加えて、被保険者が扶養家族として暮らしている場合はその世帯の成員の収入が、成員の特別の事情や支出等の事情によって連帯納付義務者の負担能力が著しく低下する場合も考えられます。したがってここの規定は「世帯主」に限らず、「被扶養者又は……世帯員」とし、条件に基づいて「その負担能力が著しく低下する事情が認められる」場合に、被保険者や連帯納付義務者（世帯主）の保険料について、その「徴収を猶予する」、それを「減免する」、とした方が理に適っているのではないでしょうか。

④さらに、何らかの事情から保険料の納付が困難な場合の方には、「猶予」する前の段階で納付相談を受け付け、「生活状況調査票」などにより「分割納入」ができるように納付の方法に便宜を図ることで、この営みを容易にすることができるからです。

2) 健診事業は、当事者が健康を維持し、病気の予防とその早期発見・早期治療に欠かせない営みです。ですから、高齢者が日常から地域で健診を受けることができるるのは、何よりの安心です。他県ではこれを無料にしているところも多いですから、本道でもこれに倣って措置し、高齢者の健康で安心な日常をつくりだしつけてください。そして、財源が不足なら、国や道にその財政的な助成を促してください。

3) この「傷病手当金」は疾病によって就労がかなわない分を補償するもので、保険の種類にかかわらず支給されなければならないものです。現役で働いている高齢者はそれまでの保険からこの新制度への加入を強制されるわけですから、これまで受けられていた保険給付は保証するのが至極当たり前のことです。75歳以上という年齢でこれを中止するのは、給付の差別です。そうならないよう特例の措置を望みます。これは国がそうしたのですから、国の責任で財政的な裏付けをするよう強く求めてください。

国への意見書提出について

4) もう11月です。にもかかわらず、この新制度の施行もその中身も周知されていないのが実情です。こうした中で政府与党は、みずからが決めた制度の一部凍結を言い出して、その不都合を覆い隠そうとしています。部分的な見直しではなく、この機会に新制度の周知を徹底して国民的な合意が形成されるまで施行を中止し、国庫負担の規模や補助金等のことも含めて抜本的な見直しを検討するよう、国に強く要請することが望まれるからです。

道への意見書提出について

5) この制度による高齢者の負担増を避け、「収められる保険料」や健診料の無料化を実現できるよう、道に財政的な助成を要請する取り組みを強くすすめることを願うからです。

制度施行にあたって

6) 貴連合は「意見募集」をおこないましたが、新聞の広告はもちろんのこと、インターネットからの情報等は大方の人たちにとって見る機会にもならないものでした。市町村レベルでもこの制度を周知するなどの広報活動も限られているのが実情です。したがって、新制度への不安も、情報の不足からくる不満と相まって、高齢者や住民の間に広がっています。

貴連合はこうした事態をリアルに見つめ、少なくとも14支庁ごとに、できれば連合議員のいるすべての近隣の市町村で新制度についての説明会を、その責任において早々に実施することが緊急の課題として求められているからです。

